

平成23年度 第4回 地域の卸流通研究会会議資料

I. 「緊急災害対策マニュアル作成のための手引き」作成について

1. 「地域の卸流通研究会」の議題として「東日本大震災」の各社の危機管理を確認

平成20年度より、全卸連では、メーカー様6社と卸店13社が集まり、製・配間の取引上の課題について、意見交換をしてまいりました。本年度は、3月11日の「東日本大震災」によって、各メーカー様、卸店が非常に深刻な被害を受け、さらに、本来の生産機能や配送機能がストップするという事態になり、あらためて被害の大きさと流通の重要性を確認いたしました。

その被災状況を確認するという意味もあり、また二次災害を防ぐという狙いもあって、急遽、各社の危機管理について、状況を伺いました。

- (1) 第1、2回目の会合において、実際に被害に遭った卸店、メーカー様から被災の状況、対応などを披瀝いただきました。
- (2) 多くの卸店、メーカー様は、事前に何らかの対策をとっていたにも拘わらず、“想定外”という規模の地震、津波には、ほとんど『無』に等しかったことも事実であります。
また、電気がこないというだけで、業務のほとんどが停止するということも経験いたしました。
- (3) しかしながら、商品を運ぶことが卸売業の社会的な役割、使命であることを実感するとともに、事業を継続するための重要な活動であることも確認いたしました。

2. 我々の対応は

- (1) “マニュアルがない”、また“3月11日は慌てた”という企業が多いのも事実であろうと想像します。
- (2) また、いつ、どこで、発生するかわからない地震に不安を覚えている経営者がいることも事実であります。
- (3) この1年間で、対策を講じる必要性を認めている企業は確実に増えています。
- (4) ただ、どこから着手すべきか、を悩むケースが多くあります。
- (5) 東日本大震災の経験をもとに、“普段どのように準備しておくべきか”、また、“災害発生直後からどのように対応すべきか” のマニュアルが必要と考えます。
- (6) しかし、企業によって、規模、組織、設備、人の動きがそれぞれに異なることから、当事者ではない全卸連が「共通のマニュアル」を作成することはできません。
- (7) ここでは、企業ごとに異なる具体的行動は挙げず、“何をしておかなければいけないか”という『押さえておくべき行動（項目）』を挙げました。
- (8) これを基にして、各社が“自社のマニュアル”作成に向けて推進していくこととなります。

3. マニュアルが対象とする災害

地震、津波、台風、洪水、

4. マニュアルが対象とする行動の期間

災害発生から一時的応急措置まで（※復興対策は次の段階と考えます）

5. マニュアルを作成するにあたっての見方

企業、卸売業であることを念頭において、「事業を継続すること」、また企業の構成員である「社員、家族を守ること」、「商品を保管、配送すること」、それを裏で支える「ITを稼働させること」、さらに「地域の状況を把握しておくこと」の5つの視点から組み立てました。

「緊急災害対策マニュアルを作成するためのポイント」は資料（A3判）を参照願います。

6. 具体的には

(1)各項目（□で囲んだ部分）を一つひとつ展開していくことになります。

①『誰が 何をする』をはっきりさせること。

②できることを明記すること。

[誰が]：個人名、部門名、役職名の場合があります。

[何をする]：一覧表を作成する。 被害状況を確認する。 被害状況を報告する。

[例]：管理部・□□さんが「社内緊急連絡網一覧表」を作成し、管理保管する。

対策本部長（○○社長）が女性社員に帰宅の指示を出す。

△△主任が被害状況を確認し、対策本部に報告する。

(2)手順（案）

①社内で「マニュアル作成委員会」を作り、マニュアル原案を作成する。

②担当現場のスタッフが修正する。（具体的行動や細部は現場に決めさせる）

③作成の期限を設定する。

④できあがったら、社員全員に認知させ、自分の役割を確認させること。

⑤マニュアルどおりに演習して、不具合な部分を修正する。